

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を一部開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成26年5月2日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- 「(1) 北九州市教育委員会指導部〇〇課長・〇〇主任が平成25年12月25日および平成26年1月17日に行った〇〇中学校剣道部に対する指導内容に関する記録
(2) 平成26年1月20日の〇〇中学校剣道部の保護者会に関する〇〇中学校の報告書（市教委提出のもの）
(3) 北九州市教育委員会学務部の〇〇課長が行った〇〇中学校校長〇〇氏および剣道部顧問〇〇教諭に行った事情聴取記録およびその報告書
(4) 平成25年7月に公表された行政処分の基になった生徒に対するアンケート（〇〇中学校）
(5) 文部科学省から北九州市教育委員会に通知された体罰に関する文書（平成25年度、26年度すべて）
(6) 教員の行政処分に関する手続きに関する文書（北九州市教育委員会の内規、北九州市の条例、公務員法）
(7) 北九州市教育委員会指導部に提出された〇〇中学校剣道部の月間スケジュール（平成25年度、26年度すべて）」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成26年5月16日付け北九教総総第62号で、行政文書の一

部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書一部開示決定通知書を平成26年5月21日に受領した。

- 3 審査請求人は、平成26年5月23日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、北九州市教育委員会に対して審査請求を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由（当審査会の判断対象に関する主張）は、次のように要約される。

- (1) ○○○○という傷害を部員に負わせた体罰であるにもかかわらず、校長は事故とする虚偽の事故報告書も作成した。文部科学省の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（24文科初第1269号）において、事実関係の正確な把握が指摘されているが、校長と教頭は市教委に勤務したことがあり、処分庁の恣意的な判断が行われていないかを検証する必要がある。
- (2) 体罰隠蔽の有無に関して、複数人で事情聴取するなど、北九州市教育委員会は実態把握を客観的かつ公平に、事実を正確に把握する義務がある。にもかかわらず、事情聴取を行ったのは一人だけであり、「体罰はなかった」と結論を出している。また、剣道部部員にも○○○○現場を目撃した保護者にも事実確認を行っておらず、「練習中の事故である」との結論を下した。審査請求人は、体罰がなかった根拠を知りたいので、開示請求を行う。
- (3) 北九州市教育委員会は、「聴取内容が開示されると、今後、対象となる

教職員等が開示を懸念して、事実を正確に話さなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、不開示情報であると認められる」と不開示の理由を述べているが、事実を正確に把握するために聴取するのに、「開示を懸念して」事実を話さなくなり、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす」ことなど通常あり得ない。それどころか、反対に隠蔽や虚偽の証言をしても大丈夫である雰囲気を増長し、事実の客観的かつ公平な解明という教育委員会に付託された崇高な使命に反する結果を招くことになる。

- (4) 今回のケースでは、実際に剣道部顧問の暴力や異常な練習、それに伴う生徒に対する人権侵害が行われ、その事実関係を精査していないがゆえに、開示できないのである。また、〇〇〇〇に関しては、北九州市教育委員会は、虚偽の事故報告書であれば、その処分の重さをおもんばかり、開示できないのである。〇〇〇〇を事故とするなら、大部分を黒塗りにするのではなく、「事情聴取」を開示して、体罰ではなく事故であったこと、生徒に対する人権侵害がなかったこと、異常な練習が行われなかったことをむしろ情報開示によって示すべきである。

第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 条例第7条第1号該当性について

本件行政文書に記載された本号ただし書ウに該当する公務員を除く氏名については、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当し不開示とする。

2 条例第7条第6号該当性について

当該開示請求に係る行政文書は、処分庁において、体罰に該当する行為であるか判断するために、剣道部顧問及び校長から事情聴取を行った際に作成した聴取記録である。

教育委員会事務局では、学校における体罰に関する情報を把握した場合、学校長が関係する児童生徒及び教員等から確認した事実を報告させ、当該教員、学校長、必要に応じて関係者から聞き取りを行い、報告内容を含めた事実確認を行っている。その結果、体罰に該当する行為と判断した場合、当該

教員に対し処分等必要な措置を講じることになる。体罰を含め、教職員の職務違反について聞き取りにより事実を確認する場合、処分等にもつながることから、その性質上公開されないことを前提として行い、その内容を記録している。

聴取内容が開示されるとなると、今後、対象となる教職員等が開示を懸念し、事実を正確に話さなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する不開示情報であると認められる。

3 条例第10条該当性について

「平成25年7月に公表された行政処分の基になった生徒に対するアンケート（〇〇中学校）」について、平成25年7月に公表した行政処分（懲戒処分）は、被処分者の実名および学校名は公表しておらず、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになる。

4 不存在

本件行政文書のうち、「平成26年1月20日の〇〇中学校剣道部の保護者会に関する〇〇中学校の報告書（市教委提出のもの）」、「北九州市教育委員会学務部の〇〇課長が行った〇〇中学校校長〇〇氏及び剣道部顧問〇〇教諭に行った事情聴取の報告書」及び「北九州市教育委員会指導部に提出された〇〇中学校剣道部の月間スケジュール（平成25年度、26年度すべて）」については、作成も取得もしておらず、保有していない。

5 以上のことから、本件処分は、条例の規定に合致した適法な処分であり、本件審査請求には理由がない。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 処分庁は、本件行政文書として、それぞれ次の①から⑫までの文書を特定している。

ア 北九州市教育委員会指導部〇〇課長・〇〇主任が平成25年12月25日および平成26年1月17日に行った〇〇中学校剣道部に対する指導内容に関する記録

- ① 「学務部・指導部と〇〇中学校の打ち合わせ」と題する文書
- ② 「〇〇中剣道部保護者会の対応について」と題する文書

イ 北九州市教育委員会学務部の〇〇課長が行った〇〇中学校校長〇〇氏および剣道部顧問〇〇教諭に行った事情聴取記録およびその報告書

- ③ 「〇〇中学校における体罰等の確認に関する聴取記録」と題する文書
(報告書を除く。)

ウ 文部科学省から北九州市教育委員会に通知された体罰に関する文書
(平成25年度、26年度すべて)

- ④ 「平成25年8月6日付事務連絡」
- ⑤ 「平成25年8月9日付25文科初第574号通知」
- ⑥ 「平成25年9月2日付事務連絡」
- ⑦ 「平成25年12月27日付25初初企第48号通知」

エ 教員の行政処分に関する手続きに関する文書(北九州市教育委員会の内規、北九州市の条例、公務員法)

- ⑧ 「北九州市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例」
- ⑨ 「職員の懲戒の方法及び効果に関する規則」
- ⑩ 「北九州市職員の分限に関する条例」
- ⑪ 「懲戒処分の指針」
- ⑫ 「北九州市教育委員会教職員懲戒等検討委員会要綱」

以上のほか、次の文書については、いずれも不存在としているため、行政文書を特定していない。

オ 「平成26年1月20日の〇〇中学校剣道部の保護者会に関する〇〇中学校の報告書(市教委提出のもの)」

カ 前記イの「報告書」

キ 「北九州市教育委員会指導部に提出された〇〇中学校剣道部の月間スケジュール(平成25年度、26年度すべて)」

また、次の文書については、存否応答拒否(当該行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否)しているため、行政文書を特定していない。

ク 「平成25年7月に公表された行政処分の基になった生徒に対するアンケート(〇〇中学校)」

(2) 処分庁が、本件行政文書について不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）及び処分庁の主張する不開示理由は、次のとおりである。

ア 前記（１）ア①の本件行政文書中の氏名は、条例第 7 条第 1 号に該当するため、不開示とした。

イ 前記（１）イ③の本件行政文書中の氏名は条例第 7 条第 1 号に、その余の部分は同条第 6 号に、それぞれ該当するため、不開示とした。

ウ 前記（１）イの報告書は、作成も取得もしておらず保有していないため、不存在とした。

エ 前記（１）オの文書は、作成も取得もしておらず保有していないため、不存在とした。

オ 前記（１）キの文書は、作成も取得もしておらず保有していないため、不存在とした。

カ 前記（１）クの文書は、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否とした。

2 本件事案の争点

審査請求人は、審査請求書において不服申立てに係る処分として、前記 1 の（１）イ③の「〇〇中学校における体罰等の確認に関する聴取記録」と題する文書中の「条例第 7 条第 6 号に該当」として不開示となった部分について争うとしている。よって、本件審査請求における争点は、氏名を除く本件不開示情報が、条例第 7 条第 6 号に該当するか否かに要約される。

なお、審査請求人は、本件不開示情報のうち条例第 7 条第 1 号及び第 10 条に該当する部分並びに本件行政文書の不存在部分については争っていないため、これらの部分については判断しないものとする。

3 条例第 7 条第 6 号該当性についての判断

(1) 条例第 7 条第 6 号の構造

条例第7条第6号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。そして、「次に掲げるおそれ」として、次のとおりアからオまでを列記している。

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2) 本件不開示情報の条例第7条第6号該当性について

処分庁は、聴取記録が開示されるとなると、今後、対象となる教職員等が開示を懸念し、事実を話さなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第7条第6号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示としている。

当審査会が、「〇〇中学校における体罰等の確認に関する聴取記録」中の条例第7条第6号による本件不開示情報部分について、その記載内容を見分したところ、聴取内容が具体的に記載されていた。

事情聴取は、不利益処分等に関する適正な手続の保障の観点から、当事者に自己の権利利益を守る機会を与え、事実関係等を確認するための重要な手続であるが、その聴取記録を作成することは、懲戒処分等を行うに当たって当該教職員等の権利利益に配慮しつつ適正な手続

を履行したことを明らかにし、もって公正な教職員の人事管理に対する信頼を確保するために必要であるものといえる。

通常、関係者への事情聴取は、任意にかつ他に知られることはないという認識のもとに行われるのであって、もし聴取内容が公にされることが前提になるとすれば、開示されることを意識して聴取を受ける者が正確な事実を述べることをちゅうちょしたり、あるいは処分庁がありのままの供述や詳細な資料の提出を求めたとしてもそれが期待できなくなったりするおそれがあるなど、事案について客観的かつ正確な事実を把握することが困難になることが十分予測され、ひいては人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

この点、審査請求人は、聴取内容が公にされることを前提にした場合に、開示を懸念して事実を話さなくなったり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼしたりすることなど通常あり得ず、反対に隠蔽や虚偽の証言をしても大丈夫であるという雰囲気を増長し、事実の客観的かつ公平な解明に支障をきたすおそれがある旨主張する。

しかし、聴取内容が公にされることを前提にした事情聴取において、被聴取者が開示を懸念して事実を話さなくなったり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼしたりすることなどが「通常あり得ない」とはいえず、また、聴取内容が公にされない場合でも、被聴取者は客観的証拠や他の関係者からの聴取結果等との整合性を吟味されるのであって、事情聴取が非公開であること自体が、直ちに、事実隠蔽や虚偽証言を増長し、事実解明に支障を及ぼすとまで認めることもできない。

したがって、本件不開示情報部分は、教育委員会の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、条例第7条第6号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たると認められるため、処分庁が、条例第7条第6号に該当するため不開示としたことは、妥当であると判断する。

なお、審査請求人は、体罰であるにもかかわらず校長は事故とする虚偽の事故報告書を作成した、異常な練習が行われた、それに伴う生徒に対する人権侵害が行われた等主張し、事情聴取が教育委員会職員一人だけで行われたことも問題視している。

しかし、当審査会は、これらのことについて、その事実関係の有無や当不当を判断する立場にはなく、当審査会がこれらの点について見

解を述べることは、諮問庁の諮問に応じて、行政文書の開示又は不開示の妥当性を判断し、あるいは情報公開制度の運営に関する重要な事項について審議等を行うという審査会の役割・権限を超えることとなるため、当審査会としては言及しない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中 野 敬 一
会長職務代理者		高 木 康 衣
委	員	五 十 嵐 享 平
委	員	田 村 奈 々 子
委	員	中 谷 淳 子